

千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター管理規則

平成十五年三月三十一日

規則第四十七号

改正 平成一七年 七月二九日規則第一五六号

千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター設置管理条例（平成十五年千葉県条例第二号。以下「条例」という。）第十条及び第十二条の規定により、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一七年規則一五六号〕

(開館時間)

第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する国民の祝日（以下「休日」という。）にあっては、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 定期休館日 月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）
- 二 年始休館日 一月一日から三日まで
- 三 年末休館日 十二月二十九日から三十一日まで
- 四 臨時休館日 特別の事情により、知事が休館を必要と認めた日

2 前項の休館日であっても、知事が特に必要と認めた場合は、センターの全部又は一部を開館することができる。

(利用の申込み)

第四条 条例第五条第一項の規定により、センターの施設の利用の承認を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次の各号に定める期間内に、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター利用申込書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

- 一 障害者又はその自立を支援する者にあつては、利用を開始しようとする日（以下「利用の日」という。）前三月の日の属する月の初日から利用の日の三日前まで
- 二 前号に掲げる者以外の者にあつては、利用の日前一月の日の属する月の初日から利用の日の三日前まで

一部改正〔平成一七年規則一五六号〕

(点字による申込み)

第五条 前条の規定にかかわらず、障害等の理由により、これによりがたい場合は、同項に規定する申込書に代えて、当該申込書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

(利用の承認)

第六条 知事は、センターの施設の利用を承認したときは、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター利用承認書（別記第二号様式）を申込者に交付するものとする。

(利用の取消し及び変更)

第七条 前条の規定によりセンターの施設の利用の承認を受けた者は、当該承認に係る施設の利用を、利用の日の前日までに取り消し、又はその利用の方法を変更しようとするときは、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター利用変更等届出書（別記第三号様式）に、前条の規定により交付を受けた利用承認書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第五条の規定は、前項の規定による申請を行う場合に準用する。

(指定管理者の指定の告示)

第八条 知事は、条例第八条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成一七年規則一五六号〕

(指定管理者に管理を行わせる場合)

第九条 指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、第二条第二項、第三条第一項第四号及び第二項、第四条、第六条並びに第七条第一項の規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 指定管理者が、前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項並びに第三条第一項第四号及び第二項の規定による行為をしようとするときは、知事の承認を得るものとする。

追加〔平成一七年規則一五六号〕

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成一七年規則一五六号〕

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年七月二十九日規則第百五十六号）

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター管理規則（以下「改正後の規則」という。）第八条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 前項の規定により指定管理者の指定をした旨の告示を行う場合の改正後の規則第八条の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは、「千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター設置管理条例の一部を改正する条例（平成十七年千葉県条例第六十二号）による改正後の条例」とする。

別 記

第一号様式

(第四条)

一部改正〔平成17年規則156号〕

第二号様式

(第六条)

一部改正〔平成17年規則156号〕

第三号様式

(第七条第一項)

一部改正〔平成17年規則156号〕